

Weekly Report

第427号
平成29年10月2日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

平均給与は4年連続で増加し422万円

国税庁は「平成28年分民間給与実態統計調査」を公表しました。

◆給与所得者の約6割は400万円以下

調査結果によると、1年を通じて勤務した給与所得者数は4869万人（男性2862万人、女性2007万人）で1人当たりの平均給与は前年比0.3%増の422万円（平均年齢46歳、平均勤続年数12年）となり、4年連続の増加となりました。なお、男女別の平均給与は、男性521万円、女性280万円となっています。

一方、給与階級別分布をみると300万円超400万円以下が最も多く854万人（構成比17.5%）、次いで200万円超300万円以下が796万人（同16.3%）となっており、400万円以下の給与所得者は合計2782万人と全体の57.1%を占めています。

また、事業所規模別の平均給与をみると、従業員10人未満の事業所では339万円（男性420万円、女性242万円）、10～29人では393万円（男性476万円、女性268万

円）となっています。

◆税額の半分は1千万円超の給与所得者

給与所得者のうち4112万人が源泉徴収により所得税を納税しており、その税額は9兆418億円で給与総額に占める税額の割合は4.73%でした。

また、給与階級別の税額をみると、1千万円超の給与所得者は208万人で全体の4.2%にすぎませんが、その税額は合計4兆5167億円で約半分（49.9%）を占めています。

なお、今年から給与所得控除の上限引下げにより、給与収入1千万円を超える場合の控除額は220万円が上限となっています。

政党や候補者に対して寄附をした場合は

衆議院の解散により総選挙（10月10日公示、22日投票）が行われることになりました。

個人が特定の政治団体（政党や政治資金団体など）や、公職選挙の候補者へ選挙運動に関する寄附を行った場合は、寄附金控除の対象となり、【特定寄付-2千円】を所得から控除できます。

また、政党又は政治資金団体に対する寄附金については、政党等寄附金特別控除を選択することができ、【(政党等への寄附金-2千円)×30%】を所得税額から控除できます。

なお、公職選挙の候補者への選挙運動に関する寄附については、政治資金規正法により1候補者に対して年間150万円以内となっています。

★★★10月のチェックポイント★★★

※年末にかけての販売計画や資金需要（販売促進費や賞与など）を精査し、売掛金回収の促進・与信管理の強化を行い、資金繰りを確認します。

※「算定基礎届」に基づく新標準報酬は、通常10月支給給与から天引きします。なお、厚生年金保険料率は18.3%に引き上げられています。

※地域別最低賃金が改定されますので、改定額や発効日を確認します。

人手不足が顕在化しています。年末の繁忙期に向けて、パート・アルバイトの手配は早目に。